



# やしお



令和2年  
(2020年)

## 6月号

毎月10日発行



●発行／八潮市 ●編集／秘書広報課 〒340-8588埼玉県八潮市中央1-2-1  
TEL 048-996-2111(代表) ホームページ <http://www.city.yashio.lg.jp/>  
FAX 048-995-7367 Eメール [hishokoho@city.yashio.lg.jp](mailto:hishokoho@city.yashio.lg.jp)



左の2次元コードから「八潮市公式ホームページ」へアクセスできます。

# 特別定額給付金のお知らせ

市では、特別定額給付金の郵送申請の受付を、6月1日から開始しました。市から郵送された申請書の内容を確認のうえ、申請手続きをお願いします。

問特別定額給付金コールセンター ☎951-5436  
(受付=午前9時～午後5時※土・日曜日、祝日を除く)

申請書の書き方など、詳しくは市ホームページ(右の2次元コードからアクセス)をご覧ください。



## 給付金受給までの流れ(郵送申請の場合)

### 1 市から申請書が届きます

申請書は、基準日(令和2年4月27日)において、八潮市の住民基本台帳に記録されている受給権者(世帯主)が届きます。

### 2 申請書に必要事項を記入

申請書の内容を確認し、必要事項(世帯主名や振り込みを希望する口座情報など)を記入してください。

### 3 申請書と必要書類(①～③)を市に返送

#### ①特別定額給付金申請書

#### ②申請者の本人確認ができる書類の写し

(運転免許証、健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード、在留カードなどの写し)  
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類も必要です。

#### ③振込先口座の確認ができる書類の写し

(通帳やキャッシュカードなどの金融機関名、口座名義、口座番号が記載されている部分の写し)

※写しを申請書裏面に貼付してください。  
※同封の返信用封筒(切手不要)で返送してください。

市で申請書類の受付、確認を行います。

### 4 口座に給付金が振り込まれます

## 給付額

給付対象者1人につき10万円

## 申請受付締切

### 8月31日(月) (消印有効)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、窓口での申請受付は行いません。

## オンライン申請について

- ・オンライン申請の手続きについては、市ホームページをご覧ください。
- ・オンライン申請済みの方にも、郵送で申請書類が届く場合がありますが、郵送申請は不要です。

## 注意点

- ・給付金を受け取る場合は、申請書の「給付金の受給を希望されない方」のチェック欄に何も記入しないでください(誤ってチェックを入れているケースが発生しています)。
- ・申請受付期間を経過すると、給付金を受け取ることができません。

## 特別定額給付金を装った

## 詐欺に注意!

市役所や総務省の職員などが次のことを行うことは絶対にありません。

- ・現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- ・受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- ・電話でキャッシュカードの暗証番号を聞くこと

## 市の人口と世帯数

令和2年(2020年)5月1日現在

前月比

人口	92,409人	(+147人)
男	47,949人	(+98人)
女	44,460人	(+49人)
世帯	44,022世帯	(+198世帯)

## 今月の主な内容

新型コロナウイルス関連情報	2	お知らせHOTコーナー	
水害から身を守ろう/八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例	3	案内、催し、募集	7~9
介護保険制度のお知らせ/後期高齢者医療保険料の改定	4	子育て情報コーナー/保健センターからのお知らせ	10
情報公開制度・個人情報保護制度および行政不服審査制度	5	各種無料相談/840伝言板	11
令和元年度下半期の財政状況の公表	6	子育て世帯への臨時特別給付金/八潮市テイクアウト・デリバリー応援事業/やしお八つの野菜de健康レシピ	12

**振り込め詐欺に注意!** [振り込め詐欺被害防止合言葉] ▶現金は、本人にしか渡しません。▶振り込みません。知らない人の口座には。▶すぐ相談。電話で「お金」と言われたら。

# 新型コロナウイルス関連情報

## 市内公共施設の利用再開等について

埼玉県が、令和2年5月25日に政府の緊急事態宣言の対象地域から解除されたことなどを踏まえ、一部施設(設備)を除き、6月15日からの施設利用を再開します。

※市内または近隣自治体などにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況などにより、再度利用を休止することがあります。

### 利用を再開する施設

- ・八潮メセナ・アネックス
  - ※八潮メセナは、市役所の代替施設などとして活用するため、9月30日まで全館休館です。
  - ・やしお生涯学習館(音楽室・絵画室・交流活動室・楽習室・児童プレイルーム・フリースペースを除く)
  - ・ゆまにて(体育室・軽運動室は7月1日以降再開予定)
  - ※ゆまにて内の八潮市ふるさとハローワークは、既に再開しています。
  - ・文化スポーツセンター(体育室・講堂・更衣室は7月1日以降再開予定)
  - ・エイトアリーナ(体育室・更衣室は7月1日以降再開予定)
  - ・テニスコート・野球場・サッカー場・運動広場などの屋外体育施設
  - ・コミュニティセンター(実習室を除く)
  - ・八幡・八條公民館(調理室・ロビーなどのフリースペースを除く)
  - ・八幡・八條図書館(利用者開放端末、閲覧席を除く)
  - ・資料館
  - ・リサイクルプラザ
  - ・老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘(当分の間、個人のみ利用可)
  - ・だいら児童館(わんぱる)
  - ※市内7カ所の「子育てひろば」も、6月15日から利用を再開します。
  - ※施設によっては、当分の間、利用の目的、人数、時間などの制限を設けます。
  - ※文化スポーツセンタートレーニング室、小中学校校庭・体育館・武道場の学校開放についての再開時期は未定です。
- ☎新型コロナウイルス対策課 ☎246  
 ※詳しい再開状況については、各施設へお問い合わせください。

## 市主催イベント等について

市主催のイベント等については、5月25日の国の緊急事態宣言解除を受け、6月15日以降、当分の間、基本方針を踏まえ、原則、開催することとします。

### 基本方針

- ① 屋内のイベント等にあつては、100人以下、かつ収容定員の50パーセント以下の参加人数であるもの。
- ② 屋外のイベント等にあつては、200人以下、かつ人と人との距離(できるだけ2メートル)を十分に確保できるもの。
- ③ ①、②いずれも、感染防止策を講じることができるもの。

※なお、国や県において新たな対処方針などが示された場合は、必要に応じて見直しします。

☎新型コロナウイルス対策課 ☎246

## 妊娠中の方へマスクを配布

妊娠中の方に安心して生活を送っていただくため、個人・事業所・団体から寄附を受けた不織布マスクを活用し、母子健康手帳交付時に配布しています。

また、既に母子健康手帳を交付されている方については、5月中に郵送しました。届いていない方は、保健センターへお問い合わせください。

そのほか、妊娠中の生活や健康のことなどで相談がありましたら、随時保健センターで受付していますので、お気軽にご連絡ください。

☎保健センター ☎995-3381

《対象者》 市内在住の妊娠中の方

《枚数》 1人あたり20枚(1人につき1回限り)

広報やしおに掲載したイベントなどは、今後、中止・変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

## 「新型コロナウイルス総合相談窓口」に専用ダイヤルを開設

市では「新型コロナウイルス総合相談窓口」を設置し、専用ダイヤルを開設しました。

☎新型コロナウイルス対策課 ☎246

専用ダイヤル ☎951-5485 (受付=午前8時30分~午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く)

## 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

八潮市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染したことまたは感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない方に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには、申請が必要ですので、電話でお問い合わせください。

☎国保年金課 ☎327

《支給対象日数》 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日

《適用期間》 令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

《対象者》 八潮市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱などの症状があり感染が疑われる者(給与などの支払いを受けている方に限る)

《支給額》 平均日額(直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

※1日あたりの支給額には上限があります。  
 ※給与などの全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

## 税・保険料などの納付に係る猶予・減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、税・保険料などの納付が一時的に困難となってしまった方は、減免や猶予制度などの対象となる場合があります。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

市税などの猶予制度	納税課 ☎330
国民健康保険税に係る減免	国保年金課 ☎834
後期高齢者医療保険料に係る減免	国保年金課 ☎834、埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3120
国民年金保険料の免除申請	国保年金課 ☎212、ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
介護保険料の減免	長寿介護課 ☎407
水道料金・下水道使用料の支払い猶予	経営課 ☎996-1486

# 水害から身を守る

梅雨の末期は梅雨前線の停滞などにより、集中豪雨が降りやすくなる時期となります。一度発生すると、道路冠水や低い土地での浸水、河川の増水や氾濫など、水害が発生する危険性が高まります。水害から身を守るために、それぞれの家庭で水害に備えるための心得について紹介します。

関係機関管理防災課 ☎305

■洪水地震ハザードマップを確認しましょう

自宅や地域の水害の危険性、また、安全に避難するために避難場所と避難経路を日ごろから確認しておきましょう。

■非常時の持ち出し品の準備をしましょう

避難先で必要な最低限の食料、飲料水、常用薬のほか、マスク、除菌ウエットティッシュ、体温計などを準備し、避難先に持っていきましょ

■避難に関する情報に注意し、必要に応じて速やかに避難しましょう

市から避難情報が発表された場合は、速やかに避難を開始しましょう。

避難先での感染症対策

新型コロナウイルスの感染が懸念されるなか、感染リスクを避けることを念頭におきながら、避難を考えましょう。また、多くの人が集まる避難所では、手洗い、咳エチケット、人との間隔を空けるなど基本的な感染症対策を徹底しましょう。

## 〈避難するための行動フロー〉

### 水害時にあなたがとるべき避難行動は？

確認しましょう

### 避難行動判定フロー

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

各河川が氾濫した場合の浸水想定を確認しましょう。

0.5メートル未満  
(1階床下)

0.5メートル以上3メートル未満  
(1階水没)

3メートル以上5メートル未満  
(2階水没)

自宅は2階以上

自宅は3階以上

※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊する可能性が低い  
②浸水する高さより高いところにいる  
③浸水しても水が引くまで我慢できる、水・食料などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全を確保することが可能です。

安全な親戚や知人宅、または避難所に避難しましょう。

※5メートル以上の浸水深が予想される地域は、一般的な家屋の2階以上が浸水する可能性があります。また、ハザードマップは、想定される1つのケースであり、これ以上の災害が生じる場合があります。

### 適切な避難のための3つのポイント

- ①避難とは「難」を「避」けることです  
自宅での安全確保が可能な方は、自宅に留まる在宅避難を行いましょう。
- ②避難先は、避難所だけではありません  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- ③マスク・除菌ウエットティッシュ・体温計の携行  
避難所の感染症対策に係る備蓄品には限りがあります。自分で使用するものは、家庭で備蓄し、避難所へ持っていきましょう。



### 別表第4 (第76条関係) 開発基準の適合審査

項目	改正の内容
道路	・開発区域に接する道路が複数存在する場合、そのうち自動車出入口が設置されない道路の幅員について、基準を適用除外とすることを明確にしました。
雨水流出抑制施設	・開発区域が1ヘクタール以上であって「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」が適用されない場合において、市基準の適用を受けることとなることを明確にしました。
緑地	・開発区域が500平方メートル未満における基準について、開発区域が500平方メートル以上の場合の基準を勘案し、開発区域が「10パーセント以上」から「9パーセント以上」に緩和しました。
清掃施設の整備	・ごみ集積所の必要面積の算定方法を1戸当たり0.3平方メートル(外構を含まない有効面積)としました。
景観基準	・景観法との整合を図るため、建築物および工作物の色彩基準が適用される範囲を同法の届出対象に限定しました。
交通安全施設及び駐車場施設	・八潮駅周辺の商業地域および近隣商業地域における自動車および自転車駐車場の台数に係る基準の緩和規定を定めました。 ・大規模小売店舗立地法が適用される場合について、市基準が適用されないことを明確にしました。

### 別表第5 (第98条関係) 都市計画法に基づく技術基準

項目	改正の内容
道路に関するもの	・開発道路を袋路状道路とする場合の基準に避難上および通行上支障がない場合の要件を追加しました。

### 別表第6 (第98条関係) 都市計画法に基づく立地基準

項目	改正の内容
施行令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等	・市街化調整区域における空家対策のため、建築等許可の立地基準に関し、長期にわたり建築物の敷地として利用されている土地について、建替えを認める規定を定めました。

### 別表第8 (第100条関係) 小規模開発事業に基づく基準

「道路」と「緑地」の項目については、別表第4と整合を図りました。

### 開発事業

①開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業

※改正点については、別表第

市内で開発行為や建築などの開発事業を行う場合は、次の手続きが必要で、なお、施行日以降に手続きを開始するものについては、新基準が適用されます。

### 都市計画法関連

技術基準の明確化および市街化調整区域における建築等許可の新たな立地基準を追加しました。

### 小規模開発事業

②中高層建築物の建築(高さ10メートルを超える建築物)など  
※改正点については、別表第4を参照  
③中規模開発事業(300平方メートル以上500平方メートル未満の開発事業)  
※改正点については、別表第8を参照  
④施行規則なども改正していますので、詳しくは市ホームページをご確認ください。

関係機関管理防災課 ☎322

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例の改正 (令和2年7月1日施行)

# 介護保険制度のお知らせ

介護保険制度は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

## 申請から介護サービス利用までの流れ

①申請 長寿介護課へ申請してください(地域包括支援センター、ケアマネジャーなどの代行可)。

②審査・判定 要介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状態について聞き取り調査を行います。

③結果通知 原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。

④ケアプラン作成 ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1〜5と認定された方は指定居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼してください。

※指定居宅介護支援事業者の一覧表は、申請時に窓口で配布します。

要支援1、2と認定された方は担当する地域包括支援セ

ンターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

⑤サービスの利用 サービスの内容を決定し、サービス事業者と利用の契約を行い、ケアプランに基づいてサービスを利用します。サービスを利用した際には、原則として費用の1〜3割のいずれかを利用者負担します。

※在宅でサービスを利用する場合、要介護度に応じて1ヵ月に利用できる金額に上限が設けられています。限度額を超えてサービスを利用した分は、全額利用者が負担することになります。

## 介護保険料

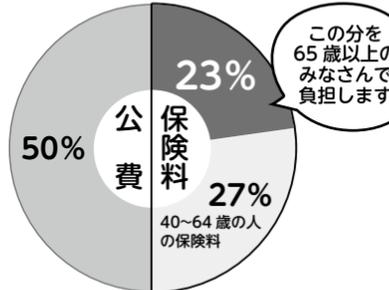
介護保険は、国・県・市が負担する「公費」とともに、皆

【表1】介護保険料表

◎介護保険料の個別通知書は、6月中旬にご自宅に郵送します。

所得段階	内容	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	17,300円 (基準額×0.30)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	28,900円 (基準額×0.50)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	40,500円 (基準額×0.70)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	52,100円 (基準額×0.90)
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,900円 (基準額)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	69,400円 (基準額×1.20)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	72,300円 (基準額×1.25)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	86,800円 (基準額×1.50)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	92,600円 (基準額×1.60)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	101,300円 (基準額×1.75)

■介護保険の財源(利用者負担を除く)



65歳以上の方の介護保険料は、介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額の算定方法」。

問長寿介護課 ☎407

【表2】

	平成31年度	令和2年度
第1段階	21,700円	17,300円
第2段階	33,200円	28,900円
第3段階	41,900円	40,500円

「低所得者への保険料減額」令和元年10月に消費税率が引き上げられたことに伴い、低所得者への負担軽減として、第1〜3段階の保険料額が減額されています(表2参照)。

準額」をもとに決まります。市では、この介護保険料の「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように10段階に分けて設定しています(表1参照)。

## 後期高齢者医療保険料の改定

後期高齢者医療保険料は、今後2年間の費用と収入を見込んで2年ごとに見直しされています。令和2年度から、次のとおり後期高齢者医療保険料が改定されましたのでお知らせします。

問国保年金課 ☎834、埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048-833-3120

保険料の年間上限額は、62万円から64万円に、所得割率は、7.86パーセントから7.96パーセントに引き上げられました。

### 〈保険料の計算方法〉

$$\text{年間保険料 [上限64万円]} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$= 41,700円 + (\text{前年の総所得金額等} - \text{基礎控除額} 33万円) \times 7.96\text{パーセント}$$

### 〈均等割額の軽減〉

保険料の均等割額については、段階的に軽減特例措置が縮小されています。なお、5割軽減および2割軽減については、軽減判定所得基準額が拡大されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額	平成31年度 (軽減後の均等割額)	令和2年度 (軽減後の均等割額)
【基礎控除額(33万円)】以下	8.5割軽減 6,250円/年	7.75割軽減 9,380円/年
【基礎控除額(33万円)】以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	8割軽減 8,340円/年	7割軽減 12,510円/年
【基礎控除額(33万円)+28万円×世帯の被保険者数】以下	5割軽減 20,850円/年	変更なし
【基礎控除額(33万円)+28.5万円×世帯の被保険者数】以下	↓	↓
【基礎控除額(33万円)+51万円×世帯の被保険者数】以下	2割軽減 33,360円/年	変更なし
【基礎控除額(33万円)+52万円×世帯の被保険者数】以下	↓	↓

※令和3年度には、7.75割軽減が7割軽減となります。

## 新庁舎建設基本設計(素案)に関する説明会

市では、庁舎の建て替えに向けた取り組みを進めています。新しい庁舎の基本設計の素案がまとまりましたので説明会を開催します。

※各回1時間程度、説明の内容は同じです。  
問6月29日までに、電話または電子メールでアセットマネジメント推進課(☎845、メールアドレス chosha-seibi@city.yashio.lg.jp)へ

日時	場所	定員 (申込順)
6月30日(火)午後7時~	八幡公民館 視聴覚室	20人
7月1日(水)午後7時~	八條公民館 会議室1	20人
7月2日(木)午後7時~	ゆまにて 会議室兼研修室	20人
7月3日(金)午後7時~	八潮メセナ・アネックス 多目的ホールC	20人
7月4日(土)午後2時~	やしお生涯学習館 多目的ホール	50人
7月5日(日)午前10時30分~	やしお生涯学習館 多目的ホール	50人

### 意見募集

## 八潮市新庁舎建設基本設計(素案)に対する意見募集期間の再延長

「新庁舎建設基本設計(素案)に関する説明会」を開催するため、意見募集期間を再延長し7月10日までとします。

問アセットマネジメント推進課 ☎845

表1 請求・申出の受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	公開決定		非公開決定
			公開	部分公開	
請求	54件	54件	21件	18件	15件
申出	5件	5件	2件	3件	0件
合計	59件	59件	23件	21件	15件

表2 開示受付件数および処理件数

区分	受付件数	処理件数	開示	部分開示	不開示
開示請求	38件	38件	30件	8件	0件

※訂正・利用停止請求はありませんでした。

表3 審査請求事件の処理件数

審査庁	請求件数	取り下げ	裁決の状況			審査中
			認容	棄却	却下	
市長	0件	0件	0件	3件	0件	0件
教育委員会	1件	0件	0件	0件	0件	1件

表4 行政不服審査法に基づく審査請求事件の処理件数

審査庁	請求件数	取り下げ	裁決の状況			審査中
			認容	棄却	却下	
市長	1件	0件	0件	0件	0件	1件

### 情報公開制度の 実施状況

情報公開制度は、市が持っている情報を市民の皆さんの求めに応じて公開するものです。

令和元年度の請求・申出の受付件数および処理件数は、表1のとおりです。

請求 市内に在住・在勤・在学の方または市内に事務所・事業所を有する個人および法人その他の団体の方が情報の公開を請求する場合

申出 「請求」以外の方が情報の公開を求める場合や公文書の公開条施行日(平成6年4月1日)前に市が作成・取得した情報の公開を求める場合

### 審査請求事件の 処理状況

令和元年度に発生した審査

また、令和元年度の個人情報の開示請求の主な内容は、「判定書」「主治医意見書」「診断書」です。

### 個人情報保護制度の 実施状況

状況 「潮止揚水機場関係」です。

個人情報保護制度は、「本人の請求に応じてその自己情報を開示・訂正・削除し、利用・提供を停止すること」が保有している個人情報を適正に取り扱うこと」を定めた制度です。

令和元年度の開示の受付件数および処理件数は、表2のとおりです。

また、令和元年度の個人情報の開示請求の主な内容は、「判定書」「主治医意見書」「診断書」です。

### 行政不服審査法に 基づく審査請求事 件の処理状況

請求事件(情報公開請求および個人情報開示請求に係るものに限る)の処理状況については、表3のとおりです。

令和元年度に発生した審査請求事件の処理状況については、表4のとおりです。請求の内容は、「課税に関する案件」です。

問総務人事課 ☎230

# 情報公開制度・個人情報保護制度および行政不服審査制度

令和元年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況および行政不服審査法に基づく審査請求の状況についてお知らせします。

## 八潮市住宅改修資金補助金

市内に本店などのある施工業者を利用し、居住している住宅の改修工事をする市民の皆さんに、その費用の一部を補助する制度です。

問商工観光課 ☎479

### 対象住宅

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。

### 補助金の額

10万円(税別)以上の工事で、工事額の30パーセント(千円未満切り捨て)  
※上限額10万円、予算枠に達し次第締め切り

### 対象工事

▼市内に本店など(法人における本社、または個人事業主の場合は市内に住所があること)を有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事  
▼補助金の交付が決定されてから着工し、令和3年3月15日までに完了する工事  
※すでに改修工事を着工している方や、改修工事が完了している方は対象外  
▼建物の内外装の改修および修繕、建物の増改築など

### 申込資格

次のすべてに該当する方  
▼申込日現在、市内に1年以上住民登録している方  
▼申込日現在において市税の滞納のない方  
▼対象工事が、市で実施している同様の補助制度を受けていない方  
▼過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

### 申込方法

6月30日から12月25日までに、所定の申請用紙(商工観光課または市ホームページで入手)などを商工観光課窓口へ  
※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。  
※案内チラシは、商工観光課の窓口で配布しています。

## 市職員募集および育児休業代替任期付職員採用候補者登録試験のおしらせ

### ①市職員募集

問総務人事課 ☎253

募集職種	募集人数	受験資格
技能労務	1人	昭和55年4月2日以降に生まれた方で、大学、短期大学、専修学校、高校を卒業し、中型自動車第一種免許以上の免許(8トン限定も可)を有する方

#### ●第1次試験

日7月12日(日)

内容教養試験、論文試験および性格特性検査

#### ●第2次試験

第1次試験合格者の方に個別面接の日時を通知します。

詳しくは、募集案内をご確認ください。

#### ●採用時期

令和2年11月1日以降

### ②育児休業代替任期付職員採用候補者登録試験

募集職種	募集人数	受験資格
(1)一般事務	10人程度	高校卒業以上の学歴を有し、かつ、パソコン操作(文書作成や表計算処理など)および窓口対応や電話対応などができる方
(2)保育士	3人程度	児童福祉法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けている方
(3)保健師	3人程度	保健師の資格を有する方

#### ●試験日 7月12日(日)

#### ●試験内容 (1)は教養試験および作文試験、(2)(3)は作文試験

#### ●登録時期 令和2年9月1日以降

#### —①②共通—

#### ●受験案内・申込書の配布

・ホームページからダウンロード 6月26日まで

・郵送請求 6月19日(消印有効)まで

郵送希望の方は、封筒の表面に①は「採用試験案内書請求」②は「育児休業代替職員登録試験案内書請求」と朱書きし、宛名を明記した角2サイズの返信用封筒(140円切手を貼付)を同封して、総務人事課人事担当へ

#### ●受験申込受付

6月26日(消印有効)までに、郵送で総務人事課人事担当へ

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、原則、窓口での受験案内・申込書の配布および受験申込受付は行いません。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況などにより、試験が中止または日程が変更になる場合があります。

# 令和元年度 下半期財政状況の公表

市では、毎年2回、税金などの大切なお金がどのように使われているのかをお知らせしています。令和元年度の一般会計および特別会計は、令和2年5月31日までの出納整理期間を経て決算額となります。

●歳入…主に市税、国からの補助金・交付金(国庫支出金)など  
●歳出…主に児童・高齢者・障がいのある方などへの支援に使う民生費、道路・排水路・公園などの整備に使う土木費など

表1の通りです。また、特別会計および水道事業会計の予算執行状況は、表2のとおりです。

表1 一般会計の予算執行状況

令和2年3月31日現在

歳入		歳出	
予算現額合計 321億8,096万2千円 (収入率93.5%)	収入済額合計 300億8,568万7千円	予算現額合計 321億8,096万2千円	支出済額合計 286億2,766万5千円 (執行率89.0%)
167億7,861万1千円	169億1,658万9千円(100.8%)	138億4,525万4千円	127億8,202万9千円(92.3%)
169億1,658万9千円(100.8%)	市税	47億2,076万2千円	36億3,377万1千円(77%)
54億9,400万円	51億6,734万8千円(94.1%)	46億2,428万6千円	40億9,376万8千円(88.5%)
19億4,285万7千円	14億5,206万4千円(74.7%)	26億5,886万8千円	26億5,786万8千円(99.9%)
16億7,093万円	16億7,093万1千円(100%)	23億9,360万7千円	21億1,767万6千円(88.5%)
16億5,000万円	15億9,407万9千円(96.6%)	18億7,648万9千円	16億2,049万8千円(86.4%)
16億4,777万1千円	14億4,247万7千円(87.5%)	9億9,275万3千円	9億9,275万3千円(100%)
11億5,950万円	1億2,760万円(11%)	6億5,685万8千円	3億5,616万4千円(54.2%)
4億9,074万5千円	4億8,953万9千円(99.8%)	2億6,012万8千円	2億5,589万3千円(98.4%)
4億2,108万7千円	3億1,617万1千円(75.1%)	1億5,195万7千円	1億1,724万5千円(77.2%)
9億2,546万1千円	9億889万8千円(98.2%)		

市税の内訳(収入済額)  
固定資産税 79億2,255万4千円  
市民税 67億 5,477万円  
都市計画税 13億3,506万3千円  
市たばこ税 7億6,985万6千円  
軽自動車税 1億3,434万6千円

表2 特別会計および水道事業会計の予算執行状況

令和2年3月31日現在  
(単位:千円、%)

区分	予算現額	収入済額 支出済額	収入率 執行率
国民健康保険	9,108,600	8,641,572 8,492,895	94.9 93.2
公共下水道事業	4,345,080	3,929,187 3,569,622	90.4 82.2
稲荷伊草第二土地区画整理事業	482,101	464,520 347,738	96.4 72.1
鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業	213,795	172,733 27,992	80.8 13.1
大瀬古新田土地区画整理事業	450,547	426,034 296,059	94.6 65.7
西袋上馬場土地区画整理事業	817,964	668,004 477,222	81.7 58.3
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	2,077,063	1,839,190 1,523,278	88.5 73.3
介護保険	5,773,201	5,341,092 4,659,788	92.5 80.7
後期高齢者医療	984,497	955,219 909,848	97.0 92.4

表3 市債・企業債の現在高

令和2年3月31日現在  
(単位:千円)

一般会計A	19,514,754
土木債	8,539,094
特例地方債(臨時財政対策債など)	6,199,094
教育債	3,617,179
民生債	269,007
その他の市債	890,380
特別会計B	25,801,111
公共下水道事業	20,233,591
大瀬古新田土地区画整理事業	759,320
西袋上馬場土地区画整理事業	1,359,100
八潮南部東一体型特定土地区画整理事業	3,449,100
水道事業会計(企業会計)C	3,049,941
合計(A+B+C)	48,365,806

市債・企業債は、長い年月利用する公共施設などを整備するため、一時的に多額の費用がかかる場合に金融機関などから借り入れる資金です。整備したときの市民が全て負担するのではなく、長期間にわたって分割して負担することにより、後に利用する市民も公平に負担するしくみです。一般会計、特別会計および水道事業会計の市債・企業債の現在高は、表3のとおりです。

### 一般会計の主な市債

一般会計の市債は、土木債、特例地方債、教育債が大きな割合を占めています。

## 熱中症・食中毒に注意しましょう

問保健センター ☎995-3381

### 熱中症

6月は、体がまだ暑さに慣れていない時期です。また、今年は新型コロナウイルス感染防止のためにマスクを着用しており、熱がこもりやすくなっています。これにより喉の渇きに気づきにくいことから、熱中症の危険性が高くなると言われています。エアコンで温度・湿度を調整したり、こまめに水分補給するなど予防に努めましょう。

### 食中毒

食品に細菌やウイルスが付いていても、見た目やにおい、味の変化はありません。

食中毒は少しの油断で、命に関わる危険もあります。

食中毒を防ぐために3つの原則を守りましょう。

- つけない…調理を始める前や食事の前、トイレの後、生肉・魚・卵などを取り扱った後、ペットに触れた後などは、必ず手洗いをしましょう。2度洗いが効果的です。
- ふやさない…作った料理はすぐ食べましょう。時間が経つほど菌が増殖します。
- やっつける…ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅します。中心部の温度が75度で1分以上が目安です。調理器具は洗剤でよく洗ってから、熱湯や漂白剤などで殺菌しましょう。

## おとなのための食育セミナー

場保健センター  
対市内在住の20歳以上で食に関心のある方  
定15人(申込順)  
費1,000円(食材料費)  
日6月15日から、申込書(保健センターで入手)を窓口または電話で保健センター(☎995-3381)へ

日時	テーマ (変更する場合があります)
①7月3日(金)	食から健康に~自分のからだを知ろう~(調理実習)
②8月7日(金)	災害時の食事について(調理実習)
③9月4日(金)	食品表示からどんな情報がわかるかな
④10月2日(金)	おいしいレシピを考えよう
⑤12月4日(金)	おもてなし料理を作ろう(調理実習)

※全5回、いずれも午前10時~